

## ○補助事業等における残存物件の取扱いについて

〔 昭和 34 年 3 月 12 日 建設省発会第 74 号  
事務次官から 各都道府県知事、五大市長あて 〕

最終改正 平成 27 年 3 月 25 日国官会第 3409 号

国土交通省所管補助金等交付規則（昭和 33 年建設省令第 16 号）第 5 条第 2 項第 2 号の規定に基く補助条件（以下単に「補助条件」という。）の運用については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下関係市町村長にも周知徹底のうえ、遺憾のないように取り計らわれたい。

なお、公共土木施設災害復旧事業費国費負担法施行令（昭和 26 年政令第 107 号）第 10 条の規定に適用される残存物件等については、補助条件が適用されないので念のため申し添える。

### 記

#### 1 対象となる物件の範囲

- (1) 補助条件の対象となる物件は、補助事業等（以下単に「補助事業」という。）により取得した機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料で、当該補助事業完了の際残存しているものをいうものとする。
- (2) 前号にいう備品とは、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1 個又は 1 組の取得単価 5 万円以上のものをいうものとする。
- (3) セメント空袋、アスファルト空缶等補助事業の施行により附隨的に発生した物件については、別途指示するところによるものとし、補助条件の対象から除外する。

#### 2 補助金等の返還

- (1) 補助事業完了の際物件が残存するときは、3 により継続使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該補助事業に係る国の補助率又は負担率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- (2) 物件を継続使用した場合（以後継続使用しない場合に限る。）において、当該継続使用に係る補助事業完了の際物件が残存するときは、継続使用に係る補助事業完了の際の当該物件の残存価額にその物件を取得した補助事業に係る国の補助率又は負担率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- (3) 前 2 号による返還金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法第 7 条第 2 項の規定による条件に基く納付金として取り扱うものとする。
- (4) 物件を 2 以上の補助事業の経費で共同して取得した場合においては、当該物件の残存価額は、各補助事業の分担した費用の割合に応じて按分するものとする。
- (5) 残存価額は、備品については、取得価額に別表第 1 に定める残存価額率を乗じて得た額とし、材料については、取得価額とする。この場合において備品の使用期間が別表第 2 に定める耐用年数を満了した場合においては、取得価額の 10 パーセント相当額を撤去費又は処分費とみなして、残存価額と相殺するものとする。
- (6) 取得価額は、原則として現場渡価額とするが、輸送費又は据付費が別に計上さ

れている場合においては、これらの費用を控除したものとする。

- (7) 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないものについては、国土交通大臣がやむを得ないものと認めた場合に限り、残存価額から撤去費又は処分費を控除することができるものとする。

### 3 継続使用

- (1) 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないもの及び材料を継続して使用しようとするときは、原則として各年度ごとに、国土交通大臣の承認を受けなければならぬるものとする。ただし、備品のうち、耐用年数1年以下のもの、取得価額50万円未満のもの又は残存価額が10万円未満となつたものについては、あらかじめ国土交通大臣の承認があつたものとする。
- (2) 継続使用が認められるのは、同種の他の補助事業に限られているが、同種の補助事業とは、当該物件を取得した補助事業に交付された補助金と国土交通本省における主管局が同一である補助金に係る補助事業で、補助事業者が同一のものというものとする。
- (3) 2以上の補助事業の経費で共同して取得した物件は、当該共同取得に係る各補助事業のいずれについても同種である補助事業において継続使用し得るほか、当該共同取得に係る各補助事業のそれぞれについて同種である補助事業の間において共同して継続使用することができるものとする。

### 4 備品の使用期間の計算方法

- (1) 当該備品の取得した日の属する月から、補助事業（継続使用の場合にあつては、継続使用に係る最終の補助事業）の完了した日の属する月（精算事務処理の必要な備品については、当該補助事業に係る完了実績報告書を作成した日の属する月）までの経過月数によるものとする。
- (2) 補助事業により中古品を取得した場合においては、国土交通大臣がやむを得ないものと認めたときに限り、取得前の既経過期間を使用期間に加算することができるものとする。

### 5 物件の滅失又は毀損の場合の措置

- (1) 補助事業により取得した物件が、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了する以前に、材料については補助事業に使用される以前に、滅失（売却又は他の工事等への転用による事業現場からの搬出を含む。以下同じ。）し、又は毀損した場合においては、当該滅失又は毀損がなかつたものとして取り扱う。この場合において、物件が滅失し、又は毀損により使用が不可能となつたときは、補助事業者の負担において代るべき物件を補充する場合を除き補助金の返還を行うこととなるが、その際の備品の使用期間は、当該滅失又は使用不可能となつた日の属する月までとして算出するものとする。
- (2) 前号の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない事由によるものであるときは、国土交通大臣は、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了したものとみなし、材料については補助事業に使用されたものとみなすことができるものとする。

### 6 そ の 他

- (1) 備品で、その使用期間が耐用年数を満了したのち、なお使用可能なものについては、なるべく当該物件を取得した補助事業と同種の他の補助事業に継続使用するものとすること。
- (2) 国土交通大臣は、特別の事情によりこの通達により難いと認める物件については、残存価額を時価により修正し、又は使用期間の計算方法若しくは同種の補助事業の範囲に関し、特例を設けることができる。
- (3) この通達の実施の細目については、各主管局ごとに別に定める。
- (4) この通達は、昭和33年度分の予算に係る補助事業から適用する。

#### 附 則

- 1 この通達による改正後の補助事業等における残存物件の取扱いについては、昭和45年4月1日から適用する。
- 2 昭和45年4月1日以前の取得に係る残存物件で、この通達による改正後の別表第2から削除されたものの耐用年数については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和52年3月25日建設省会発第233号）

この通達による改正後の補助事業等における残存物件の取扱いについては、昭和52年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成4年7月21日建設省会発第520号）

この通達による改正後の補助事業等における残存物件の取扱いについては、平成4年6月12日から適用する。

#### 附 則（平成27年3月25日国官会第3409号）

この通達による改正後の補助事業等における残存物件の取扱いについては、平成27年4月1日から適用する。

別表第1

## 残存価額率表

耐用年数\使用期間	1年以内				2年以内				3年以内				4年以内	5年以内	6年以内	7年以内	8年以内	9年以内	10年以内	11年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	19年以内	20年以内	
	3ヶ月以内	6ヶ月以内	9ヶ月以内	1年以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	9ヶ月以内	2年以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	9ヶ月以内	3年以内																		
1年	0.562	0.316	0.165	0.100																										
2〃	0.750	0.562	0.419	0.316	0.237	0.177	0.133	0.100																						
3〃	0.825	0.681	0.562	0.464	0.383	0.316	0.260	0.215	0.177	0.147	0.121	0.100																		
4〃	0.866	0.750	0.632	0.562	0.487	0.422	0.365	0.316	0.274	0.237	0.205	0.177	0.100																	
5〃	0.891	0.794	0.704	0.631	0.562	0.501	0.447	0.398	0.355	0.316	0.282	0.251	0.159	0.100																
6〃	0.908	0.825	0.750	0.681	0.619	0.562	0.511	0.464	0.422	0.383	0.348	0.316	0.215	0.147	0.100															
7〃	0.918	0.848	0.780	0.720	0.663	0.611	0.562	0.518	0.477	0.439	0.405	0.373	0.268	0.193	0.130	0.100														
8〃	0.931	0.867	0.807	0.750	0.698	0.649	0.604	0.562	0.523	0.487	0.452	0.422	0.316	0.237	0.178	0.133	0.100													
9〃	0.938	0.881	0.825	0.776	0.726	0.681	0.639	0.599	0.562	0.528	0.495	0.464	0.359	0.278	0.215	0.167	0.129	0.100												
10〃	0.944	0.891	0.841	0.794	0.750	0.708	0.668	0.631	0.596	0.562	0.531	0.498	0.399	0.316	0.252	0.200	0.159	0.126	0.100											
11〃	0.948	0.901	0.854	0.811	0.770	0.731	0.693	0.658	0.623	0.593	0.562	0.534	0.433	0.351	0.285	0.231	0.187	0.152	0.123	0.100										
12〃	0.953	0.908	0.866	0.825	0.787	0.750	0.715	0.681	0.649	0.619	0.590	0.562	0.464	0.383	0.316	0.256	0.215	0.178	0.147	0.121	0.100									
13〃	0.955	0.912	0.871	0.832	0.794	0.759	0.741	0.708	0.670	0.646	0.617	0.603	0.490	0.417	0.347	0.288	0.240	0.204	0.170	0.141	0.120	0.100								
14〃	0.955	0.912	0.891	0.851	0.813	0.770	0.741	0.725	0.692	0.661	0.631	0.617	0.513	0.437	0.372	0.316	0.269	0.229	0.195	0.162	0.138	0.117	0.100							
15〃	0.955	0.933	0.891	0.851	0.832	0.794	0.759	0.741	0.708	0.676	0.661	0.631	0.537	0.468	0.398	0.339	0.295	0.251	0.214	0.186	0.158	0.135	0.117	0.100						
16〃	0.955	0.933	0.819	0.871	0.832	0.813	0.776	0.741	0.725	0.692	0.676	0.646	0.562	0.490	0.417	0.363	0.316	0.275	0.234	0.204	0.178	0.155	0.132	0.115	0.100					
17〃	0.955	0.933	0.912	0.871	0.851	0.813	0.794	0.759	0.741	0.708	0.692	0.661	0.575	0.513	0.447	0.389	0.339	0.302	0.257	0.224	0.195	0.174	0.151	0.132	0.115	0.100				
18〃	0.978	0.933	0.912	0.871	0.851	0.832	0.794	0.776	0.741	0.725	0.708	0.676	0.603	0.525	0.468	0.407	0.363	0.316	0.275	0.245	0.214	0.191	0.166	0.148	0.129	0.115	0.100			
19〃	0.978	0.933	0.912	0.891	0.851	0.832	0.813	0.776	0.759	0.741	0.725	0.692	0.617	0.550	0.479	0.427	0.380	0.339	0.295	0.263	0.234	0.209	0.182	0.162	0.145	0.129	0.112	0.100		
20〃	0.978	0.933	0.912	0.891	0.871	0.832	0.813	0.794	0.776	0.741	0.725	0.708	0.631	0.562	0.501	0.447	0.398	0.355	0.316	0.282	0.251	0.224	0.200	0.178	0.158	0.141	0.126	0.112	0.100	

(注) 耐用年数が20年をこえる備品については、次の算出方式により残存価額を求めるものとする。

C : 取得価額 S : 耐用年数経過後の残存価額 N : 耐用年数 Vm : m年経過後の残存価額 r : 債却定率

$$r = 1 - n \sqrt{\frac{S}{C}}$$

$$Vm = C (1 - r)^m$$

別表第2

## 耐用年数表

種別	名称	規格	耐用年数
1 建設機械			年
土工用機械	パワーショベル バツクホウ ドラグライン クラムシエル 油圧ショベル トラクタショベル	0.6m <sup>3</sup> 以下 1.2m <sup>3</sup> 以上	6 7 5 5 5
	ブルドーザ タイヤドーザ スクレーバ モータースクレーバ ダンプトラック バケットホイールエキス カーベータ トレーナ トラックトラクタ トレーラ	クローラ式 ホイール式1.8 m <sup>3</sup> 以下 2 m <sup>3</sup> 以上	5 5 7 5 5 7 5 7 6 4 6 6 5 5 6 7 5 7 5 5 6 7 5 5 2 5 10 4 4 3
	機関車 運搬車 土運車 軌条 ターンテーブル 分歧線 ベルトコンベヤ	木製 鉄製	
	ポートブル		

		固 定 式	4
	油 壓 リ ツ パ		5
	ス ク レ ー プ ド 一 ザ		5
	ト ラ ツ ク タ		5
荷役用機械	ク ロ ー ラ ク レ ー ン		6
	ト ラ ツ ク ク レ ー ン		6
	ホ イ ー ル ク レ ー ン		6
	ク レ ー ン ト ラ ツ ク		5
	ケ ー ブ ル ク レ ー ン		6
	デ リ ツ ク ク レ ー ン		7
	ジ ブ ク レ ー ン		6
	タ ワ ー ク レ ー ン		7
	工 事 用 エ レ ベ ー タ		7
	工 事 用 リ フ ト		7
	ホ イ ス ト	電 動 式	7
	ウ イ ン チ		7
	チ エ ン ブ ロ ツ ク		5
	ジ ャ ツ キ	油 壓 式	5
	レ ツ カ 一		5
	フ オ ー ク リ フ ト		5
基礎工事及 び地盤改良 用機械	デ イ 一 ゼ ル パ イ ル ハ ッ マ		5
	振 動 パ イ ル ド ライ バ		5
	パ イ ル ユ キ ス ト ラ ク タ		5
	モ ン ケ ン		10
	真 矢		10
	く い 打 や ぐ ら		5
	ア ー ス ド リ ル		5
	リ バース サーキュ レイ シ		5
	ヨ ン ド リ ル		5
	ベ ノ ト 掘 削 機		5
	ア ー ス オ ー ガ		5
	ペ ー パ ド レ ー ン マ シ ン		5
	サ ン ド パ イ ル 打 込 装 置		5
	グ ラ ウ ト ポ ン プ		4
	グ ラ ウ ト ミ キ サ		4
整地締固及	モ ー タ グ レ ー ダ		5

び路盤用機械	ロードスタビライザ ミキシングスタビライザ アグリゲートスプレツダ ロードローラ タイヤローラ タンピングローラ 振動ローラ 振動コンパクタ ランマ ターンバ	自走式	5 5 3 5 5 7 5 6 3 3
	アスファルトプラント アスファルトフィニッシャ アスファルトディストリビュータ アスファルトスプレヤ チップスプレツダ アスファルトクツカ コンクリートフィニッシャ コンクリートスプレツダ コンクリートカツタ 舗装用スチールフォーム アスファルトケツトル 舗装版破碎機		5 5 5 4 3 5 5 6 5 4
	コンクリートプラント コンクリートミキサ コンクリートポンプ コンクリートポンプ車 トラックミキサ アジデータトラック コンクリート振動機		5 半自動、自動式 5 4
	セメントサイロ セメントガン		5 8
	ジョークラツシャ		5
舗装用機械			
コンクリート用機械			
碎石、選別			

用機械	インパクトクラツシヤ			5
	コーンクラツシヤ			5
	クラツシフアイヤ			5
	ロツドミル			5
	バイブルーチングスクリーン			5
	チエンコンベヤ			4
	エプロンフィーダ			4
	スクリューコンベヤ			4
	バケツトエレベータ			4
	ポンプ浚せつ船			7
作業船	バケツト浚せつ船			7
	デイツパ浚せつ船			8
	グラブ浚せつ船	木	製	6
	土運船(非航)	鋼	製	8
その他	引船	木	製	12
	锚伝馬船	鋼	製	10
	ボート	木	製	16
その他の機械	さく岩機	鋼	製	16
	ドリルジヤンボ			5
	ワゴンドリル			3
	ボーリングマシン			5
	シールド掘進機	手掘式	機械式	6
	コンプレツサ	20馬力未満	式	3
		20馬力以上		4
	送風機	軸流式		5
	渦巻ポンプ	ターボ式		5
	タービンポンプ			6
その他の機械	水中モータポンプ			5
	バーチカルポンプ			5
	サンドポンプ			5
	潜水ポンプ			5
				5

	スチールフォーム 型	木 鉄	製 製	4 1 3
	内燃機関	ディーゼル ガソリン		7 5
	電動電動電機	ガソリンエンジン ディーゼルエンジン		10 10 5 7
	変圧器盤			10 10 10 5
	受配電線			10 10 10 5
	電整接機	鉄 木	柱 柱	15 10 8 7
車両等	トラック 乗用車 大型バス マイクロバス 軽自動車 ジープ 貨物自動車 自動三輪車 自動二輪車 原動機付自転車 自転車 スキー	機器 クルマ バス スズキ 車 プロト 自動車 三輪車 二輪車 自転車 一	普通 通	5 6 6 5 4 5 5 4 4 3 3 2
2 土木器具	ショベル すじよる ベれは ルきんし			1 1 1 1
3 工具類	ののこぎり 斧 み			3 3 3

か	釘	ん	抜	な	3
か	針	ん	た	金	3
な	差	ン	チ	チ	3
ペ	ズ	リ	鋏	鋏	3
墨	や	つ	ぼ	ぼ	3
や	か	つ	こ	こ	3
か	は	ん	ま	ま	3
は	電	だ	て	て	3
電	ド	ご	ル	ル	3
ド	ち	リ	な	な	3
ち	ボ	よ	ト	ト	3
ボ	か	一	や	や	3
か	モ	け	一	一	3
モ	ト	ン	普	普	3
ト	ス	チ	ナ	ナ	4
ス	パ	ラ	チ	チ	5
パ	ブ	ン	一	車	5
ブ	滑	一	車	ル	5
滑	バ	ツ	ル	ク	5
バ	ブ	蛸	ク	ク	5
ブ	ハ	マ	一	印	5
ハ	焰	ン	印	ね	5
焰	た	マ	ね	台	5
た	折	が	台	一	5
折	グ		砥	砥	5
グ	車		ご	ご	5
車	ふ		蛸	蛸	5
ふ	四		チ	チ	5
四	モ		力	力	5
モ	万		敷	敷	10
万	金		う	う	10
金	じ		ろ	ろ	10



	水準器 投光器 トランシット トレーベル ハンドベル ダイヤルゲージ ブリツヂ オツシログラフ テストハンマー 経緯儀 金属製ボール スチール・テープ 巻尺 測量用三脚 ら針 百葉取 数箱 台機 自秤 動秤 上皿 天秤	計器 トル ベル ジ 類 ラフ 一 一 緯 ル 一 尺 脚 盤 箱 機 秤 秤 秤	ケース付 ケース付	4 3 5 5 5 3 4 5 5 5 4 5 2 2 1 3 5 5 2 4 2 4
5 製図用備品 器具	定規類 製図用セット (個々の器具を含む。) 伸縮自在器 製圖板 製圖台 透写台 日光焼付け枠 青写真焼付け ル	ト 器 板 台 台 枠 器		3 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 8
6 事務用品、 器具 机、椅子類	事務机 テープル 事務椅子	机 ル 子	主として金属製 のもの その他のもの 主として金属製 のもの	15 7 10 10



暖冷房用器具	ブ	ザ	一	振	鈴	1
	電	気	ス	タ	ド	3
	蛍			光	灯	3
	力	一	バ	イ	ト	2
	信		バイ	ト	ラン	2
	照			号	灯	2
	ス	ト		明	灯	2
	ダ	ダ	ル	マ	ブ	5
	石	炭	マ	ス	ツ	3
	火		ト	スト	ツ	2
衛生・清掃器具類	火		バ	ケ	鉢	3
	電				瀬	5
	扇				木	5
	カ	一	ク	一	戸	10
	恒		温	装		2
	バ					2
	洗					2
	浴					2
	浴	浴	場	用		2
	電	浴	場	用		2
光学用器具類	電	電	電	腰		5
	ご	氣	氣	灌		5
	写		掃	除		5
	撮		み			2
	写		真			5
	真		影			5
	用		影			3
	附		附			8
	属		属			5
						3
雑具類	引		伸			5
	映		写			5
	映		写			5
	望		遠			5
	双		眼			5
	拡		大			8
	タ	タ	イ	ライ		5
	イ	イ	プ	タ		5
	テ	テ	用	活		5
	贋	贋	字	字		3
			ケ	ケ		3
			ス	ス		3
			版	版		3

2	輪	転	騰	写	り	
3	複	写	用	リコピ	機	
4	電	子	簡	易	機	
5	トウ	シヤフ	アツクス	押	機	
5	充	ガソリ	ソリ	ン	機	
5	ラ	テ	テ	レ	機	
5	時	抽		選	機	
10			(附属品を含む)		庫	
5	金	手	提	金	庫	
5	作		業		衣	
1	雨		合		羽	
2	長				靴	
1	ヘル				ト	
3	マ				ト	
3	救				箱	
3	団				書	
5						
1						
2	7	鍋				
4	厨房用品、	釜				
2	宿舍用品類					
2	薬				罐	
5	飯			び	つ	
5	米			び	つ	
4	冷			藏	庫	
6	電	氣	冷	冷	庫	
2	ふ	と		ん	類	
2	毛				布	
1	敷				布	

	寝 か 寝 シ 天	巻 や 台 一 ト 幕	木 鉄	製 製	1 2 5 10 3 5
8 仮設物及び 仮設備用品	移動 鉄 舎 パ イ プ 仮 設 住 宅 木 造 建 物  木 造 バ ラ ツ ク 仮 設 備 用 品 〃				10 7 8  比較的堅固なも の (事務所宿舎) 比較的堅固でな いもの (倉庫、 車庫)  3 3 1

備考 この表に掲げられていない品目については、類似の品目による  
ものとする。